



令和4年 (2022年) 10月27日 (木)

No. 15765 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会  
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)  
郵便番号 104-0061  
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347  
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971  
経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術  
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ年32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

- ☆欧州各国の知的財産制度  
-第34回- チェコ (中) ..... (1)
- ☆フラッシュ (特許庁人事異動) ..... (10)
- ☆知的財産関連ニュース報道 (中国版) ..... (11)

# 欧州各国の知的財産制度

## - 第34回 - チェコ (中)

日本大学法学部 (大学院法学研究科)  
教授 加藤 浩

### 1. はじめに

本稿は、欧州各国の知的財産制度について、複数回に分けて紹介するものである。今回は、チェコの知的財産制度のうち、意匠制度、半導体回路保護制度を中心に解説する。

2000年6月21日の法律第207号 (新意匠法) が2000年10月1日に施行された。この意匠法は、従来の意匠法から大幅に改正され、1998年10月13日の「意匠の法的保護に関するEC指令 (98/71/EC)」 (1998年11月17日発効) との調和が進められた。その後、幾度の改正を経て、最近では、2022年2月1日に改正され、現在に至っている。なお、チェコは、ハーグ協定には加盟していない。

### 2. 総論

チェコの知的財産法のうち、意匠制度については、

京都ランチ (5名：うち弁理士3名)  
神戸本部 (66名：うち弁理士26名)  
上海瀚橋専利代理事務所 (12名：うち専利代理人6名)

創業 1926 年、貴社の特許、意匠、商標出願を先進国から新興国まで豊富な経験とスタッフでサポートします。

特許業務法人 有古特許事務所  
ARCO PATENT & TRADEMARK ATTORNEYS

■URL:<http://www.arco.chuo.kobe.jp/> ■E-mail:[office@arco.chuo.kobe.jp](mailto:office@arco.chuo.kobe.jp)  
 ■神戸本部 : 〒651-0088 神戸市中央区小野柄通 7-1-1 日本生命三宮駅前ビル5F TEL:078-855-5539  
 ■京都ランチ : 〒604-8225 京都市中京区蟻螂山町 481 京染会館4階 TEL:075-213-5600  
 ■上海瀚橋 : 郵編 200120 中国 上海市浦东新区東方路 69 号 21 階 2108 号室 TEL:+86-21-6415-8030  
 ■顧問: 米国特許弁護士 マーク・アレマン 中国専利代理人 曹芳玲 他5名